

大分県外国人福祉・介護人材受入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の福祉・介護人材の確保を図るため、大分県外国人福祉・介護人材受入支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 見積書及び相見積書（見積書を含めて原則2者以上）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保存すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (ア) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
(イ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減）

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、
補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第9号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日または補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 支払い状況が分かる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めのもののほか、別に知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年度補正予算に係る大分県外国人福祉・介護人材受入支援事業費補助金から適用する。

令和7年10月10日 制定

(別表)

補助対象経費	事業実施主体	補助対象事業費	補助率
補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、需用費、委託料、使用料、賃借料、役務費 等	①大分県内で外国人福祉・介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所等を運営している法人 ②大分県内で介護福祉士養成施設等を運営している法人	50万円/1法人を上限とする。ただし 25万円/1人を上限とする。	2/3以内 (1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)